15　足趾骨骨内異物除去術　3,620点
16　その他の骨内異物除去術　3,620点

Ｋ０４９　骨部分切除術
1　肩甲骨部分切除術　5,900点
2　上腕骨部分切除術　5,900点
3　大腿骨部分切除術　5,900点
4　前腕骨部分切除術　4,940点
5　下腿骨部分切除術　4,940点
6　鎖骨部分切除術　3,280点
7　膝蓋骨部分切除術　3,280点
8　手根骨部分切除術　3,280点
9　中手骨部分切除術　3,280点
10　手指骨部分切除術　3,280点
11　足根骨部分切除術　3,280点
12　中足骨部分切除術　3,280点
13　足趾骨部分切除術　3,280点
14　その他の骨部分切除術　3,280点

Ｋ０５０　腐骨摘出術
1　肩甲骨腐骨摘出術　15,570点
2　上腕骨腐骨摘出術　15,570点
3　大腿骨腐骨摘出術　15,570点
4　前腕骨腐骨摘出術　12,510点
5　下腿骨腐骨摘出術　12,510点
6　鎖骨腐骨摘出術　4,100点
7　膝蓋骨腐骨摘出術　4,100点
8　手部腐骨摘出術　4,100点
9　足部腐骨摘出術　4,100点
10　その他の腐骨摘出術　4,100点

Ｋ０５１　骨全摘術
1　肩甲骨全摘術　27,890点
2　上腕骨全摘術　27,890点
3　大腿骨全摘術　27,890点
4　前腕骨全摘術　15,570点
5　下腿骨全摘術　15,570点
6　鎖骨全摘術　5,160点
7　膝蓋骨全摘術　5,160点
8　手部骨全摘術　5,160点
9　足部骨全摘術　5,160点
10　その他の骨全摘術　5,160点

Ｋ０５１－２　中手骨又は中足骨摘除術（２本以上）
1　中手骨摘除術　5,930点
2　中足骨摘除術　5,930点
注　２本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。

Ｋ０５２　骨腫瘍切除術
1　肩甲骨腫瘍切除術　17,410点
2　上腕骨腫瘍切除術　17,410点
3　大腿骨腫瘍切除術　17,410点
4　前腕骨腫瘍切除術　9,370点
5　下腿骨腫瘍切除術　9,370点
6　鎖骨腫瘍切除術　4,340点
7　膝蓋骨腫瘍切除術　4,340点
8　手根骨腫瘍切除術　4,340点
9　中手骨腫瘍切除術　4,340点
10　手指骨腫瘍切除術　4,340点
11　足根骨腫瘍切除術　4,340点
12　中足骨腫瘍切除術　4,340点
13　足趾骨腫瘍切除術　4,340点
14　その他の骨腫瘍切除術　4,340点

Ｋ０５２－２及びＫ０５２－３　削除

Ｋ０５３　骨悪性腫瘍手術
1　肩甲骨悪性腫瘍手術　36,600点
2　上腕骨悪性腫瘍手術　36,600点
3　大腿骨悪性腫瘍手術　36,600点
4　前腕骨悪性腫瘍手術　35,000点
5　下腿骨悪性腫瘍手術　35,000点
6　鎖骨悪性腫瘍手術　25,310点
7　膝蓋骨悪性腫瘍手術　25,310点
8　手部骨悪性腫瘍手術　25,310点
9　足部骨悪性腫瘍手術　25,310点
10　その他の骨悪性腫瘍手術　25,310点
注　自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。

Ｋ０５３－２　骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
1　２センチメートル以内のもの　15,000点
2　２センチメートルを超えるもの　21,960点
注　フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。

Ｋ０５３－３　骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
1　２センチメートル以内のもの　51,200点
2　２センチメートルを超えるもの　66,200点

Ｋ０５４　骨切り術
1　肩甲骨骨切り術　28,210点
2　上腕骨骨切り術　28,210点
3　大腿骨骨切り術　28,210点
4　前腕骨骨切り術　22,680点
5　下腿骨骨切り術　22,680点
6　鎖骨骨切り術　8,150点
7　膝蓋骨骨切り術　8,150点
8　手根骨骨切り術　8,150点
9　中手骨骨切り術　8,150点
10　手指骨骨切り術　8,150点
11　足根骨骨切り術　8,150点
12　中足骨骨切り術　8,150点
13　足趾骨骨切り術　8,150点
14　その他の骨切り術　8,150点
注　先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。

Ｋ０５４－２　脛骨近位骨切り術　28,300点
Ｋ０５４－３　脛骨遠位骨切り術　28,000点
Ｋ０５５　削除
Ｋ０５５－２　大腿骨頭回転骨切り術　44,070点